

## 新穂地域づくり協議会災害時協力井戸登録制度実施要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、「新穂地区防災ガイド(地区防災計画)」に基づき、災害時に供給が困難となる恐れのある生活用水(非飲用)を確保するため、新穂地区の井戸を所有し、又は管理する者(以下「所有者等」という。)の協力を得て、地域住民等へ井戸水を提供することを目的とする災害時協力井戸(以下「協力井戸」という。)の登録等について、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 新穂地域づくり協議会の会長(以下「会長」という。)は、次に掲げる要件を備える井戸を協力井戸として登録するものとする。

- (1) 井戸の所有者等が現在使用しており、今後も引き続き使用するものであること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 別表1に定める水質基準を満たしていること。
- (4) 井戸水を汲み上げるためのポンプ(電動又は手動)又はつるべ等があること。
- (5) 井戸枠等があり安全であること。
- (6) 井戸の周囲(井戸の上も含む。)に水を汚染するようなものがないこと
- (7) 地域住民等に周知できるよう井戸の所在地、所有者等の必要事項を公表できるものであること。

(登録等の手続)

第3条 協力井戸として登録しようとする井戸の所有者等は、災害時協力井戸登録申込書(様式第1号)により、会長に申し込むものとする。

- 2 会長は、前項の申込みがあったときは、必要な調査等を行い、登録の可否を決定したときは、速やかに申込者に対し、災害時協力井戸登録決定通知書(様式第2号)を送付するものとする。
- 3 会長は、前項の規定により登録することを決定したときは、申込者に対し、「災害時協力井戸の家」標識、「災害時協力井戸」プレート及び簡易水質検査試薬を交付するものとする。

(水質検査等)

第4条 会長は、前条に規定する申込みがあったときその他必要があると認めたときは、別表2に掲げる項目について水質検査を実施するものとする。

- 2 協力井戸の所有者等は、災害時に井戸水を使用させる際は、使用させる前に登録決定時に配布した簡易水質検査試薬及び外観点検等により水質を確認するものとする。

(標識等の掲示)

第5条 協力井戸の所有者等は、門、扉、塀等近隣から見える場所に「災害時協力井戸の家」標識を掲示し、災害時には「災害時協力井戸」プレートを協力井戸の周辺等見やすい場所に掲示するものとする。

(利用条件の周知)

第6条 会長は、災害時に協力井戸を利用しようとする者(以下「利用者」という。)に対し、次に掲げる事項の周知を図るものとする。

- (1) 協力井戸の利用は、協力井戸の所有者等の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。
- (2) 協力井戸の利用は、協力井戸の所有者等の承諾が得られた場合を除き日中に限られること。
- (3) 協力井戸の所有者等から協力井戸に関する管理運営上の指示を受けた場合、その指示に従うこと。

(協力井戸の情報管理)

第7条 会長は、協力井戸に関する情報等を適正に管理するものとする。

2 会長は、災害時に地域住民等が協力井戸を利用できるようにするため、当協議会のホームページ、地域づくり通信等の広報紙に協力井戸の所在地及び利用条件等協力井戸に関する情報を掲載し公表するものとする。

3 会長は、協力井戸の所有者等名簿、協力井戸の所在地等協力井戸に関する情報を自主防災会及び佐渡市等の防災関係機関に提供するものとする。

(登録内容の変更手続)

第8条 協力井戸の所有者等は、次に掲げる場合は、災害時協力井戸登録内容変更届出書(様式第3号)により会長に届け出るものとする。

(1) 協力井戸の所有者等が変更された場合

(2) 協力井戸の改良等により、登録内容に変更が生じた場合

(登録解除の手続)

第9条 協力井戸の所有者等は、次に掲げる場合は、災害時協力井戸登録解除届出書(様式第4号)により会長に届け出るものとする。

(1) 井戸を廃止した場合

(2) 井戸の使用を中止した場合

(3) 井戸を譲渡した場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、地域住民等への井戸水の提供ができなくなった場合

2 会長は、次に掲げる場合は、協力井戸としての登録を解除するものとする。

(1) 前項の届出があった場合

(2) 第2条に規定する登録要件を満たさなくなった場合

(3) 会長が、協力井戸として適当でないと認めた場合

3 前項の場合においては、災害時協力井戸登録解除通知書(様式第5号)により協力井戸の所有者等に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

検査項目	単位	水質基準
pH値	-	5.8~8.6
臭気	-	異常でないこと
色度	度	5以下
濁度	度	2以下

別表 2 (第 4 条関係)

検査項目
一般細菌
大腸菌
亜硝酸態窒素
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
鉄及びその化合物
塩化物イオン
有機物 (TOCの量)
pH値
臭気
色度
濁度